

令和4年度 福岡市奨学金案内

奨学生を志望するみなさんへ

公益財団法人福岡市教育振興会

福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市役所行政棟6階

TEL 092-721-1709 FAX 092-721-1739

お問い合わせ受付時間 9:00～17:00（土日祝、年末年始除く）

目 次

【項 目】	【ページ】
1 はじめに	1
2 申込資格	1
3 貸与金額と貸与期間	2
4 申込方法	3
5 選考・選考結果通知	5
6 採用手続き	6
7 採用されなかった場合等の提出書類の取扱について	6
8 採用手続期間.....	7
9 貸与の停止および廃止	8
10 本会への届出	9
11 奨学生の学業および生活状況の確認.....	9
12 返還.....	10
13 奨学生願書の記入について.....	12
様式A 年収（見込）証明書	19
様式B 退職証明書.....	21
様式C 開業収入計算書(証明)	23
様式D 長期療養費控除申請書	24
様式E 単身赴任控除申請書	25
14 奨学生願書チェックリスト.....	27

1 はじめに

福岡市教育振興会の奨学金制度は、高等学校等に在学し、まじめに勉学する者で、学費の支弁が困難と認められる生徒に対し奨学金を貸与するものです。この制度を活用し、勉学に励んでいただくことを願っております。

一方、貸与ですから高等学校等を卒業後は返還が始まります。この返還金が次の奨学生への奨学金となります。将来の返還のこともきちんと考えた上で、申し込みをご検討いただきますようお願いいたします。

2 申込資格

保護者が福岡市民で、令和4年4月に福岡県内の高等学校（通信制課程は福岡県外を含む）、高等専門学校、専修学校高等課程（大学入学に関し高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると認められる者の指定に規定する文部科学大臣の指定を受けた課程に限る。※福岡有朋高等専修学校、福岡スクールオブミュージック高等専修学校等）へ進学を希望し、まじめに勉学する者で、学費の支払いが困難な人。

なお、本会の奨学金は、他の公共団体、法人等（**福岡県教育文化奨学財団、母子父子寡婦福祉資金、あしなが育英会、社会福祉協議会等**）からの奨学金とは、原則として**併給することはできません。**

奨学金借用中に併給が判明した場合は、本会の奨学金の貸与を廃止しますのでご注意ください。（在学高等学校長等を通して、併給がないか確認します。）

また、申込者の両親および兄弟等に本会の奨学生で返還を滞納している者がいる場合には、その滞納金を解消するか、本会へ返還の誓約書を提出して頂きます。

※外国籍の人は申込みができる在留資格に制限があるため、採用手続き時に下記の在留資格を確認させていただきます。（在留資格がない場合は採用を取り消します。）

・特別永住者	}	採用手続き時に
・永住者		・「在留カード」
・定住者（※将来永住する意思のある方に限る）		・「住民票の写し」等
・日本人又は永住者の配偶者等		を確認させていただきます

3 貸与金額と貸与期間

(1) 貸与金額

区 分	奨学資金（金額選択）	入学資金（一律）
国・公立 学 校	月額 18,000 円	50,000 円
	月額 15,000 円	
	月額 10,000 円	
私 立 学 校	月額 25,000 円	100,000 円
	月額 15,000 円	
	月額 10,000 円	

※申込は「奨学資金と入学資金の両方」のみです。

「奨学資金のみ」または「入学資金のみ」の選択はできません。

(2) 貸与期間

在学する高校の正規の修業期間です。

（例）全日制高校：3年

定時制・通信制高校：4年

高等専門学校：5年

留年などによる貸与期間の延長はありません。

なお、**貸与中に休学、退学する場合は、貸与の停止または廃止を行います。**

（詳しくは「貸与の停止および廃止」および「本会への届出」（8～9頁）を参照してください。）

4 申込方法（中学校をとおして行います）

（１）申込に必要な書類

- ① **奨学生願書**（奨学生願書の記入について（１２頁～）を参照してください。）

- ② **市区町村長が発行する令和３年度所得証明書**

または福祉事務所長が発行する保護受給証明書（世帯全員記載のもの）

※所得証明書は、生計を同一にしている保護者（父母等親権者）の分が必要です。両親がいる場合は父と母の二通、親権者が一人の場合は一通必要です。（それ以外の兄弟、祖父母等の所得証明書は必要ありません。）
各区役所の課税課または出張所、本庁納税管理課の税務証明総合窓口、「税務証明交付申請書」を提出し、所得証明書の交付を申請してください。
（詳しくは次ページを参照してください。）

※生活保護世帯は、保護受給証明書（世帯全員記載のもの）を提出してください。（所得証明書は必要ありません。）

- ③ **その他添付書類**

※家計の急変等の事情や、特に配慮してほしい家庭の事情がある場合は、「令和２年１月以降に転職・就職・開業・失職等がある人」（１５～１７頁）を参照し、その事情を証明する書類を添付してください。

（２）申込期限

在学する中学校をとおしての申し込みになりますので、詳細は、在学する中学校に確認してください。

税務証明交付申請書について

「**税務証明交付申請書**」は、申込に必要な内容の「**所得証明書**」を各区役所の課税課または出張所、本庁納税管理課の税務証明窓口で申請するための書類です。

所得証明書は、生計を同一にしている保護者（父母等親権者）の分が必要です。税務証明交付申請書に必要な人の名前を記入し、申請してください。

（参考）別紙②：税務証明交付申請書 記入見本

（注）窓口に行かれる方は、運転免許証、健康保険証など、本人と確認できるものが必要です。

（注）申請をご家族や代理の方に依頼される方は、委任状欄に署名とあなた（委任者）の本人確認ができるもの（運転免許証やパスポートなど、写し可）が必要です。

窓口に来られた代理の方の本人と確認できるもの（運転免許証や健康保険証）も必要です。

※市区町村長が発行する「**所得証明書**」に必要な内容は下記のとおりです。

- | | | |
|----------------------|---|------------|
| ① 市県民税の税額 | → | （令和 3 年度分） |
| ② 総所得金額 | } | （令和 2 年分） |
| ③ 給与所得の収入金額 | | |
| ④ 総所得金額の内訳 | | |
| ⑤ 控除対象配偶者および扶養親族の合計数 | | |

※証明年度に注意してください。

5 選考・選考結果通知

中学校をとおして選考結果を通知します。

(1) 選考

本会の奨学生選考基準等をもとに、推薦書および願書等を検討し、本会の理事会で採用内定者を決定します。（その際、願書の記載内容を確認するため、所得証明書のほかに種々の証明書を求めることがあります。）

(2) 選考結果通知

選考の結果は、2月初旬に各中学校長をとおして通知します。

採用内定者は、本会が定めた期間内に、後記の採用手続きを完了した後、正式に奨学生となります。

採用手続前に保護者が市外に転居されたり、県外の高等学校等に進学された場合（通信制課程は除く）および期間内に採用手続をされない場合は、採用取消となります。

なお、採用内定者の進学先等については、各中学校より本会に報告されます。

(3) 選考基準

別紙参照

6 採用手続き

採用内定者には、採用内定通知書と共に、借用証書等採用手続に必要な書類を配布しますので、指定された期日までに必ず本会に直接持参してください。特別の理由無く期日までに提出のない場合は、採用取消となります。

採用手続の際に、連帯保証人（本人の父母等親権者）を立てなければなりません。

7 採用されなかった場合等の提出書類の取扱について

提出書類は、申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合もしくは申込後辞退した場合も返却いたしません。本会が責任をもって破棄いたします。

8 採用手続期間

進学先が確定した人から順次、下記の3つの区分に分けて採用手続を行い、**入学資金および4月分の奨学資金**を振り込みます。

奨学金は、福岡銀行、西日本シティ銀行またはゆうちょ銀行に開設された**奨学生本人名義の普通預金口座**に振り込みます。

① 私立高校に合格し、公立高校を受験しないため、当該私立高校に進学することが確定した人。

(後に公立高校に進学したことが判明した場合には、直ちに奨学生の資格を失い、借用金額を一括返還していただきますので、ご注意下さい。)

採用手続	振込予定日
2月中旬	3月10日(木)

② 公立高校を受験し、公立高校の合格発表をもって進学先が確定した人。

(公立高校に不合格となり、私立高校に進学する人を含みます。)

採用手続	振込予定日
3月中旬	4月8日(金)

③ ①②以外の人で、公立高校の補充募集や通信制の高校に進学することが確定した人。

採用手続	振込予定日
4月上旬	4月28日(木)

5月分以降の奨学資金は、5月以降毎月10日に当月分を振り込みます。

ただし、卒業する年度の3月分は、前月の2月に合わせて振り込みます。

なお、振込日の10日が銀行の休業日にあたる場合は、前営業日に振り込みます。

9 貸与の停止および廃止

奨学生が次の状況に該当するときは、奨学金の貸与が停止または廃止されます。

(1) 貸与の停止

- ・ 休学または長期にわたって欠席したとき
在学学校を休学する場合は、休学期間中の貸与を停止します。
なお、留年などによる貸与期間の延長はありません。
- ・ 学業または性行等の状況により指導上必要があると認めるとき
- ・ 本会が求める書類を正当な理由なく提出しなかったとき
卒業の年度に行っていただく、奨学金の返還手続き（秋頃を予定）を、
正当な理由なく行わなかった場合は、貸与を停止する場合があります。

(2) 貸与の廃止

- ・ 本会で規定する奨学生としての資格を失ったとき
在学学校を退学した場合は、貸与を廃止します。
- ・ 奨学生として適当でない事実があったとき
- ・ 疾病等のため成業の見込みがなくなったとき
- ・ 操行が不良となったとき
- ・ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ・ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき

10 本会への届出

次に該当する場合は、必ず本会へ届け出ください。（1か月以内に届出）

- ・ 学校を退学・休学するとき
- ・ 転学（転科）するとき
- ・ 奨学金を辞退するとき
- ・ 本人または連帯保証人の住所・電話番号・勤務先等が変わったとき
- ・ 奨学生願書に記入された内容（家庭の状況等）が変わったとき

届出が遅れて奨学金の過誤借用が発生した場合は、過誤借用分は直ちに返還していただくことになりますので、速やかに連絡してください。

11 奨学生の学業および生活状況の確認

本会の奨学生の学業および生活状況について、調査書により在学高等学校長等をおして確認を行います。

【確認事項】

- ・ 学業状況
- ・ 生活状況
- ・ 他の公共団体、法人等が実施する奨学金との併給

1 2 返還

(1) 奨学金の返還方法

奨学金の返還は、原則として奨学生本人名義の銀行口座から口座振替の方法で毎月返還していただきます。

(2) 返還の開始時期と返還期間

奨学金の借用終了後 6 ヶ月が経過した後、返還が始まります。

返還期間は、9 年以内（私立学校卒業者の一部は 12 年以内）です。

ただし、借用期間が 3 年でない場合は、異なります。

(例) 借用期間が 3 年の場合

区分	奨学資金 月額	借用総額 (入学資金含む)	返還年数 (回数)	年間返還額	1 ヶ月あたり 返還額
公立	18,000 円	698,000 円	9 年 (108 回)	77,640 円 ただし第 1 年次は 76,880 円	6,470 円 ただし 1 回目は 5,710 円
	15,000 円	590,000 円		65,640 円 ただし第 1 年次は 64,880 円	5,470 円 ただし 1 回目は 4,710 円
	10,000 円	410,000 円		45,600 円 ただし第 1 年次は 45,200 円	3,800 円 ただし 1 回目は 3,400 円
私立	25,000 円	1,000,000 円	12 年 (144 回)	83,400 円 ただし第 1 年次は 82,600 円	6,950 円 ただし 1 回目は 6,150 円
	15,000 円	640,000 円	9 年 (108 回)	71,160 円 ただし第 1 年次は 70,720 円	5,930 円 ただし 1 回目は 5,490 円
	10,000 円	460,000 円		51,120 円 ただし第 1 年次は 51,040 円	4,260 円 ただし 1 回目は 4,180 円

（３）延滞の場合

借用を受けた本人が返還しない場合は、連帯保証人に返還の責任を負っていただきます。

奨学金の返還を正当な理由なく怠った場合は、一括返還請求、法的手続、年 3.0% の割合による遅延損害金の請求を行うことがあります。

また、返還金の督促に関して、督促ハガキの作成や督促架電等の業務委託を実施します。その際、個人情報が必要に応じて提供されます。

（４）返還が困難になった場合

卒業後、大学等に進学したときやその他やむを得ない事由によって返還することが困難になった場合は、本会の定めた手続きにより一定期間返還を猶予することがありますので、ご相談ください。

（５）返還の免除

本人が死亡、または精神もしくは身体の機能に著しい障がいを生じて労働能力を喪失する等のため、奨学金の返還が不能となったときは、届出によって返還未済額の全部、または一部の返還を免除することがあります。詳しくは、本会までお問い合わせください。

1 3 奨学生願書の記入について

**奨学生願書は選考上大切な資料です。
現在の状況をありのまま記入してください。
虚偽の記載があった場合は、奨学生採用の決定後でも
取り消される場合がありますので、ご注意ください。**

- ※ 別紙①：奨学生願書記入見本を参考に、必要事項を漏れなく記入してください。
- ※ 訂正がある場合は2本線で修正のうえ、訂正印を押印してください。
修正液の使用は、書類の不備となる場合があります。

A 本人

申請者本人は、奨学金の借用を受ける生徒です。

奨学金は生徒本人が借用するものですから、父母等ではありませんのでご注意ください。

- (1) 氏名を記入し、カタカナでフリガナをつけてください。
- (2) 郵便番号と現住所を記入し、マンション名や号室まで書いてください。
- (3) 電話番号は、自宅電話番号と各人の携帯電話番号を記入してください。
該当する電話がない場合は、ナシと記入してください。
- (4) 進学希望校名は、出願時現在において第1希望の学校名を記入してください。
福岡県内の高等学校等に限ります。(ただし、通信制課程は福岡県外を含む)

B 生計を同一にする家族および所得

- (1) 生計を同一にしている人は同居・別居を問わず、全員記入してください。
カタカナでフリガナをつけてください。
- (2) 別居し独立の生計を営む兄弟や、生計を同一にしない祖父母等や、死亡、
生別した人は記入の必要はありません。
- (3) 続柄は本人からみた関係を記入してください。

父母について

- (1) 勤務先名は、現在の勤務先（会社名など）、勤務先電話番号を記入してください。
現在失職中の場合には、失職となった年月、雇用保険基本給付（失業保険）受給の有無を記入してください。
- (2) 「給与収入額、給与所得額」または「その他収入額、その他所得額」欄は、
14～15頁を参考に正しい金額を記入してください。
千円未満は切り捨てます。（生活保護世帯は、記入の必要はありません。）

本人・父母を除く家族について

- (1) 幼稚園、保育園、小・中・高等学校、大学等各種学校に在学する人は、職業等：学生に○を付け、学校名や区分／学年の欄に記入してください。
学年は出願時現在の学年を記入してください。
- (2) 会社員または自営業等お勤めの方は、職業等：会社員に○を付け、勤務先名の欄に会社名等を記入してください。
- (3) その他に該当する人は、職業等：その他に○を付け、その他の内容（無職等）の欄に記入してください。

令和2年1月以降に転職・就職・開業・失職等がない人

1 給与所得のみの場合

所得証明書の給与収入の額を「給与収入額」の欄に記入し、
給与所得の額を「給与所得額」の欄に記入してください。

(参考) 別紙③-Ⅰ：所得証明書見本「給与所得の場合」

2 給与所得以外の所得のみの場合

確定申告書(控)の『収入金額等』の合計額を「その他収入額」の欄に記入し、
所得証明書の各所得金額の合計額を「その他所得額」の欄に記入してください。

(参考) 別紙③-Ⅱ：所得証明書見本「給与所得以外の場合」

3 同一人で給与所得と給与所得以外の所得がある場合

まず、所得証明書の給与収入の額を「給与収入額」の欄に記入し、
給与所得の額を「給与所得額」の欄に記入します。

確定申告書(控)の『収入金額等の合計額－給与額』を
「その他収入額」の欄に記入し、
所得証明書の各所得金額の合計額から給与所得を引いた金額を
「その他所得額」の欄に記入してください。

**令和 2 年 1 月以降に転職・就職・開業・失職等
(所得証明書からは分からない家計の急変等事情) がある人**

所得証明書の他に下記の添付書類が必要です。
(願書裏面 C 欄にも○を付けてください。)

1 給与所得の場合

勤務先から「年収見込証明書」(19 頁 様式 A) の発行を受けてください。
または、直近 3 か月以上の給与明細書の収入金額から計算した平均月収額の
1.5 倍 (年間収入金額とみなします) を「給与収入額」の欄に記入してください。
(ボーナスが出ないことが明らかな場合は 1.2 倍 します。)

(添付書類) 年収見込証明書 (19 頁 様式 A) または
3 か月以上の給与明細のコピーと、
上記計算式により算出した年収額を記した用紙 (様式自由)

2 給与所得以外の所得の場合

3 か月以上の帳簿を基に計算した平均収入額・所得額で、
年間収入金額・年間所得金額を推算してください。
年間収入金額を「その他収入額」の欄に記入し、
年間所得金額を「その他所得額」の欄に記入してください。

(添付書類) 帳簿のコピーと、開業収入計算書(証明) (23 頁 様式 C)

3 退職して現在無職の場合

勤務先欄に、失職となった年月日、雇用保険基本手当 (失業給付) 受給の
有無を記入してください。
雇用保険基本手当を受給中の場合は、受給できる最高限度額を給与収入として
「給与収入金額」の欄に記入し、同額を「給与所得額」の欄にも記入してください。

(添付書類) 離職票または退職証明書 (21 頁 様式 B) のいずれか 1 つと、
雇用保険基本手当受給中の場合は、
雇用保険受給資格者証のコピー (※ハローワークより交付)

C 特に配慮してほしい家庭の事情

該当する場合は○を付け、必要書類の添付や金額を記入してください。

(1) 家族の中に障がい者がいる場合

「障がい者」とは、身体障がいのある人、精神障がいのある人、知的障がいのある人等です。該当する人数を記入してください。

(添付書類) 該当者の障がい者手帳の写し

(2) 家族の中に長期療養者がいる場合

「長期療養者」とは、出願時現在において、6ヶ月以上にわたる期間療養中の人または療養を必要と認められている人です。該当する人数を記入してください。

また、出願時までの支出金額を基に、今後の療養見込期間に見合った支出額を算出し、(添付書類)領収書のコピー等と長期療養費控除申請書(24頁 様式D)を記入し、提出してください。(万円未満切り上げ)

※ ただし、健康保険等により医療給付を受ける金額および損害賠償等により補てんされる金額は除きます。

(3) 家庭を支えている人が単身赴任等により別居している場合

別居による出願時までの支出金額を基に、1年間分の支出額を算出し、(添付書類)領収書のコピー等と単身赴任控除申請書(25頁 様式E)を記入し、提出してください。(万円未満切り上げ)

原則として、家賃・水道光熱費・家具・家事用品の実費に限られます。

※ 食費、帰省交通費、電話・通信費、受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代、引越代等は控除の対象とはなりません。

※ 家庭の事情や介護、自発的に別居している場合は控除の対象とはなりません。

(4) 災害（火災、風水害、盗難等の被害）を受けた場合

この1年間に被害を受けたため長期（2年以上）にわたって支出の増加または収入の減少がある場合に限ります。

（ ）に災害の種類、1年間分の金額を記入してください。

※ 控除額は原則として次のとおりとします。

- ・ 保険・損害賠償等により補填された場合は控除から除きます。
- ・ 日常生活を営むために必要な最低限度の衣料・家具の購入費、修理費等の金額
- ・ 田・畑・店舗等の長期にわたって収入減を予想される年間金額

(注) 単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。

なお、所得税の雑損控除を受ける場合は、その額を記入して差支えありません。

(5) 生活保護を受給している場合

(添付書類) 保護受給証明書（世帯全員記載分の原本）

所得証明書の添付は必要ありません。

(6) 令和2年1月以降に転職している場合

(7) 退職して現在無職の場合

(8) 収入が減少した場合

⇒「令和2年1月以降に転職・就職・開業・失職等がある人」（15頁）

参照

※添付書類が無い場合は、提出されている書類で 選考を行いますのでご注意下さい。

D 家族のなかで本会の奨学金を受けた人、又は現在受けている人

家族のなかで本会の奨学金を受けた（借用中を含む）人があれば記入してください。

E 署名

「本人」、「保護者」は、必ずそれぞれ自筆で署名し、それぞれ別の印鑑を押印してください。日付は、願書記入日を記入してください。

様式A

年収(見込)証明書

※この様式を提出する生計維持者の状況(いずれかにチェックをしてください)

☐ 令和2年1月2日以降に就職・転職・休職した。

☐ 複数の事業所から収入を得ており、うち一部の事業所に令和2年1月2日以降に就職した

公益財団法人福岡市教育振興会会長 殿

勤務者氏名 _____

採用年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※令和2年1月1日以前に採用された場合は、この様式は使用できません。

給 与	※控除前の「総支給額」から「非課税分(交通費等)」を差し引いた金額を記入してください。
(月額) ※月によって変動がある場合は平均を算出してください。	(年額) ※1年分の収入(見込み)金額が必要です。 申込時点で1年に満たないときは、見込分を推計して記入してください。
円 × 12か月 =	円
賞 与	
賞 与 ⇒ 有 ・ 無(未定の場合も含む)	
※有の場合の支給年額 =	円
給与(年額)と賞与の合計	円
《 備 考 欄 》	

上記のとおり証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業所名(会社名) _____ (印)

切り取り線

様式B

退職証明書

公益財団法人福岡市教育振興会会長 殿

氏名

上記の者は、 年 月 日付けで当社を退職
したことを証明します。

令和 年 月 日

事業主名(会社名)

印

切り取り線

様式C

開業収入計算書(証明)

申込者氏名(生徒本人)

屋号(ある場合)

※令和2年1月1日以前に開業した場合、この様式は使用できません。

※申込時点からさかのぼって3ヶ月分(開業してから3ヶ月に満たない場合は開業した月から)の金額を記入してください。

	売 上	経 費	所 得 (売上－経費)
令和 年 月分	円	円	(A) 円
令和 年 月分	円	円	(B) 円
令和 年 月分	円	円	(C) 円

月平均額の算出

(A) + (B) + (C)

(月数)

(月平均額)

円 ÷ 3 = 円

----- 帳簿を提出できない場合は、以下の項目も記入してください -----

※帳簿を提出できない理由

記入日 令和 年 月 日

対象の生計維持者の署名
(開業した方)

印

切り取り線

様式D

長期療養費控除申請書

※申込時点で6か月以上長期療養をしている家族がいる場合で、控除を希望する場合のみ提出してください。

申込者の
氏 名
(生徒本人)

長期療養をしている人の氏名

申込者から見た続柄

長期療養を開始した年月

年	月
---	---

※長期療養をしている人が同一世帯の中に 複数人いる場合は、この様式をコピーし、一人につき申請書を一枚作成してください。

- ※ 提出された書類は返却できません。必ずコピーを提出して下さい。
- ※ 領収書は、支払者の氏名が記載されたものに限りです。
- ※ 原則、通院は条件に当てはまりません。但し、退院後に通院している人や、通院で持病の治療を受けている人で、6ヶ月以上(入院期間を含めて)通院し、経常的に支出がある場合は条件に当てはまります。
- ※ 控除として認められる費目には制限があります。

切り取り線

----- 以下、当会使用欄(記入不要です) -----

年 月	医療機関等の一部負担額	薬局の調整費	その他
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
計	円	円	円
年間(推定)額	円	円	円
医療費の還付金額	円	控除額合計 (万円未満切り上げ)	円

様式E

単身赴任控除申請書

※申込時点で単身赴任をしている生計維持者がいる家庭のうち、控除を希望する場合のみ提出してください。

申込者の
氏 名
(生徒本人)

単身赴任している生計維持者の氏名

申込者から見た続柄

単身赴任を開始した年月

年	月
---	---

切り取り線

- ※ 提出された書類は返却できません。必ずコピーを提出して下さい。
- ※ 領収書は、支払者の氏名が記載されたものに限りです。
- ※ 食費、交通費、電話・通信費、受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代、引っ越し代等は、控除の対象とはなりません。
- ※ 家具・家事用品等は、単身赴任するにあたり購入したものの実費が対象となります(支払者の氏名が記載された領収書が提出できる場合に限る)。
例: 食器棚、テーブル、椅子、洗濯機、冷蔵庫、掃除機等
- ※ 領収書の代わりに通帳を提出する際は、請求書又は契約書等(コピー可)と一緒に提出してください。
- ※ 介護のための別居や自己都合による別居は、控除の対象とはなりません。
- ※ 海外勤務の場合で領収書が日本語、日本円以外の通貨等で作成されている場合は、領収書の余白又は別紙に簡単な日本語訳と、申込時点のレートで円換算した金額を記入してください。

----- 以下、当会使用欄(記入不要です) -----

年 月	家賃	電気	ガス	水道	家具等	
年 月	円	円	円	円	費	円
年 月	円	円	円	円	費	円
年 月	円	円	円	円	費	円
計	円	円	円	円	費	円
年間(推定)額	円	円	円	円		円
控除額合計(万円未満切上げ)						円

1 4 奨学生願書チェックリスト

各中学校に奨学生願書を提出する前に、最終確認をしてください。

書類名	確認事項	チェック
奨学生 願書	黒の消えないボールペンで記入していますか。 (消せるボールペンや鉛筆で記入したものは受付できません。)	
	太枠内の必要項目は漏れなく記入していますか。	
	A : 本人の進学希望校名は、 福岡県内 の高校名を記入していますか。(通信制を除く)	
	C : 特に配慮してほしい家庭の事情に○がある場合、その事情を証明する書類を添付していますか。	
	C : 家族の中に障がい者がいる場合、人数分の障がい者手帳の写しを添付していますか。	
	E : 署名欄の日付は、願書記入日を記入していますか。	
	E : 署名欄は、 本人・保護者がそれぞれ自筆で署名し、それぞれ別の印鑑を使用 していますか。 (同じ筆跡、同じ印鑑は受付できません。) また、いわゆるシャチハタ印ではなく、朱肉を使う印鑑を使用していますか。	
所得 証明書	生計を同一にしている保護者(父母等親権者)の 令和3年度 所得証明書を添付していますか。	
生活保護 受給証明書	生活保護世帯は保護受給証明書(世帯全員記載のもの)を添付していますか。(所得証明書は必要ありません。)	

※この「奨学生を志望するみなさんへ」でなお不明な点がある場合は、
本会に問い合わせてください。

公益財団法人福岡市教育振興会

福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

福岡市役所行政棟 6 階

TEL 092-721-1709 FAX 092-721-1739

お問い合わせ受付時間 9:00～17:00（土日祝、年末年始除く）
